

防災豆知識



【第1問】 屋内で地震の揺れが収まったとき、次に取るべき行動はどれ？

- ①ガラスなど割れた破片の掃除
- ②部屋や玄関のドアを開ける等出口の確保
- ③落ち着くためにお茶を飲む
- ④避難する前にトイレに行く

【第2問】 避難情報等をお知らせする防災行政無線が天候や風向き等によって聞こえにくかった場合、情報を聞くための正しい行動はどれ？

- ①防災行政無線テレホンサービスに電話する
- ②窓際や屋外に移動する
- ③防災ラジオを用意する
- ④市のホームページで情報を確認する

4月号解答

【第1問】 ③防災ハザードマップ…避難場所や浸水想定区域図などが掲載されています。平時より避難場所を確認し、いつでも手にとれるところに置いておいてください。

【第2問】 ④10段階…気象庁の定める震度階級は、震度0～4、5(弱・強)、6(弱・強)、7の10段階です。

Jアラート(全国瞬時警報システム)全国一斉情報伝達試験

Jアラートとは

弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市内に設置している屋外スピーカー等を用いて、直接国から市民の皆さんに対してお伝えするシステムです。

緊急時において、迅速かつ確実な情報伝達が実施できるよう、Jアラート全国一斉情報伝達試験が今年度中に4回(5月15日、8月28日、12月4日、2月19日)実施される予定です。実施日が近づきましたら、詳細をお知らせします。

5月の実施内容

市内36カ所の防災行政無線から試験放送が流れます。緊急をお知らせする放送ではありませんので、お間違えのないようご注意ください。

日時 5月15日(水)午前11時
内容 「(チャイム)これはJアラートのテストです(3回繰り返す)。(チャイム)こちらは八幡市です。(チャイム)」

防災行政無線 テレホンサービス

防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合には、次の番号に電話をかけることで、放送内容を確認することができます。

☎0983・24484、☎0983・24485

市内の浸水想定区域内 要配慮者利用施設の 避難確保計画の 作成率が100%に

平成29年6月の水防法の改正により、市町村地域防災計画に名称および所在地が定められた浸水想定区域内にある要配慮者利用施設では、水害時における避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられています。

市では、国土交通省淀川河川事務所の協力を得て、各施設に作成を依頼したところ、平成31年3月末時点で地域防災計画に掲載されている市内の全施設(33カ所)において計画が作成されました。

要配慮者利用施設とは
高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設です。

要配慮者利用施設とは

高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設です。

☎0983-3200

市税・国民健康保険料は 納期限内に納めましょう

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期限内に納付してください。

市税・国民健康保険料の納期は
税(料)目により異なります

市税・国民健康保険料の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税・都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末尾が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

コンビニで納付することができず、取り扱いできない金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載してあります。納付書は綴っていません。納付書は綴らずに送付します。

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封していません。

便利な口座振替の利用を
口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税(料)の納期ごとにならざるに済みます。納め忘れもありません。

お納めいただけます
コンビニでも
市税・国民健康保険料は、市役所や銀行・信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア(コンビニ)でも納付することができます。

コンビニでは

- レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して、一枚ずつレジに出してください。
- 納付額が納付書1枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。
- バーコードの印字されていない納付書は取り扱いできません。
- 納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱えません。

介護保険料・後期高齢者 医療保険料がコンビニで お支払いできます

2019年度から介護保険料・後期高齢者医療保険料が、コンビニで納付できるようになりました。

取り扱いのできるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ポプラ、ミニストップ、くらしハウス、スリーエイト、コミュニティ・ストア、生活彩家、セイコーマート、ハマナスクラブ、ニューヤマザキデイリーストア、MMK(マルチメディア対応の情報端末)設置店、ハセガワストア、タイエー、ローソンストア100

コンビニでは

- レジに出された納付書は、すべて納付されるものとして取り扱われます。
 - バーコードの印字されていないものは取り扱いできません。
 - 金額が訂正されたものは取り扱えません。
- ☎高齢介護課(☎983-1328)、国保医療課(☎983-2976)

までに手続きをした場合、7月が納期の固定資産税・都市計画税第2期分からの振替となります。なお、振替は各納税義務者の税(料)目単位で行いますが、軽自動車税は所有されている全ての軽自動車分を振替します。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または税務課で行うことができます。※ゆうちょ銀行の場合は、税務課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

自動車税の 納期限は 5月31日(金)です

自動車税の納税通知書は、5月上旬に郵送します。銀行、信用金庫、郵便局等の金融機関やコンビニまたは京都府の納税窓口で、5月31日(金)までに納付してください。

※障がいのある人のための自動車税減免制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

臨時相談窓口
▽場所 京都府山城広域振興局・田辺地域総務室(京田辺市)
▽日時 5月16日(木)午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)
☎京都府山城広域振興局税務室(☎0774-23-5400)

預金残高不足等で
口座振替できなかったら
口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。

納期限が過ぎた市税・国民健康保険料は
京都府地方税機構へ
納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合(京都府地方税機構)に徴収を依頼します。

納税課課収納係(☎983-2481)

納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業などにより市税を納期限までに納めることができない人は、各納税通知書が届いてから第1期納期限(固定資産税は5月31日(金)、市・府民税は7月1日(月))までに税務課課収納係へご相談ください。

※内容により京都府地方税機構で相談いただく場合があります。